

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年1月22日
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 眞之
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【事務連絡者氏名】	石舘 真 連絡場所：東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【電話番号】	03-6432-7746
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	楽天USリート・トリプルエンジン（トルコリラ）毎月 分配型
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券の 金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

楽天USリート・トリプルエンジン（トルコリラ）毎月分配型

（以下、「当ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当ファンドの委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 1です。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

1 基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た価額をいいます。なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、毎営業日に算出され、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社へのお問い合わせにつきましては、下記にご照会下さい。

#### 委託会社のお問い合わせ先

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口 : 電話番号 03 - 6432 - 7746

受付時間 : 営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

**（５）【申込手数料】**

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額）に、3.24%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。

手数料率について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」 1または「償還前乗換え」 2により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等が販売会社ごとに異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

1 「償還乗換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

2 「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

**（６）【申込単位】**

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」。名称の異なる同様の内容のコースを含みます。）の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

**（７）【申込期間】**

2019年1月23日から2020年1月22日までです。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**（８）【申込取扱場所】**

販売会社において申込みの取扱いを行ないます。

なお、販売会社については、下記照会先にお問い合わせください。

**委託会社のお問い合わせ先****楽天投信投資顧問株式会社****お客様窓口** : 電話番号 03 - 6432 - 7746**受付時間** : 営業日の午前9時から午後5時まで**ホームページアドレス** : <http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

**( 9 ) 【払込期日】**

受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が定める所定の日までにお支払いください。

各取得申込日の申込金額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

**( 1 0 ) 【払込取扱場所】**

申込代金は、お申込みの販売会社に払い込むものとします。

なお、販売会社につきましては、上記「( 8 ) 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

**( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】**

当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

**( 1 2 ) 【その他】****(イ) 申込証拠金**

ありません。

**(ロ) 日本以外の地域における発行**

ありません。

**(ハ) 振替受益権について**

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「( 11 ) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、一部解約金、償還金は、社振法および上記「( 11 ) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

**(参考) 投資信託振替制度とは**

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、一部解約、償還等がコンピューターシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載または記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いません。

###### 信託金限度額

委託会社は、受託会社との合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

###### ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

###### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

###### 分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加投資が行なわれ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル	
		日本	
債券 一般	年1回	北米	
公債	年2回	欧州	
社債	年4回	アジア	あり
その他債券（ ） クレジット属性 （ ）	年6回（隔月）	オセアニア	なし
不動産投信	年12回（毎月）	中南米	
その他資産 （投資信託証券（不 動産投信））	日々 その他（ ）	アフリカ	
		中近東（中東）	
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、米国の不動産投資信託指数に連動する上場投資信託の投資信託証券ならびに対円貨でのトルコリラのパフォーマンスを反映するユーロ円債（以下、「リート連動債」という場合があります。）を主要投資対象とします。そのため、組入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（不動産投信）））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（不動産投信）とは異なります。

## 属性の定義

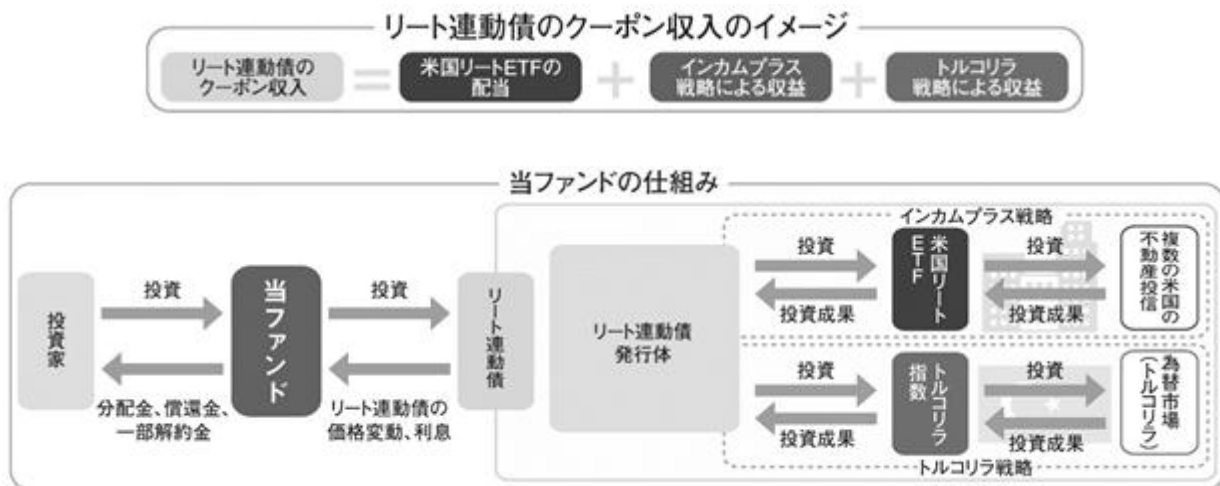
その他資産 （投資信託証券 （不動産投信））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として不動産投信へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## ファンドの特色

### 1) 投資方針等

- ・ 当ファンドは、主として米国の不動産投資信託指数に連動する上場投資信託（以下、「米国リートETF」といいます。）の投資信託証券ならびに対円貨でのトルコリラのパフォーマンスを反映するユーロ円債（以下、「リート連動債」といいます。）に投資します。
- ・ 米国リートETFの配当金に加え、インカムプラス戦略ならびにトルコリラ戦略による収益の確保を目指します。
- ・ インカムプラス戦略とは、米国リートETFの価格が目標価格を上回った場合の値上がり益を享受できない代わりに、リート連動債のクーポン収入を高めることを目指す戦略をいいます。
- ・ トルコリラ戦略とは、実質的に円売り／トルコリラ買いの取引を行なうことで、円とトルコリラの金利差相当分の収益と対円でのトルコリラのパフォーマンスの獲得を目指す戦略をいいます。
- ・ リート連動債の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。



### 2) 投資対象

- ・ 当ファンドは、主に米国リートETFとしてi シェアーズ 米国不動産ETFを原資産<sup>\*</sup>とするリート連動債に投資します。

<sup>\*</sup> 仕組債やオプションなどのデリバティブ取引の対象となる資産のことを指します。

- ・ 当ファンドは、スター・ヘリオス・ピーエルシー（STAR Helios plc）が発行するリート連動債に投資します。

上記原資産およびリート連動債の発行体は、2018年11月末現在の情報であり、対象とする米国リートETFの銘柄やリート連動債の発行体は、今後分散や変更の可能性があります。

### 3) 分配原資

当ファンドの分配金は、主に投資するリート連動債から得られるクーポン収入およびその他分配可能原資の中から委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

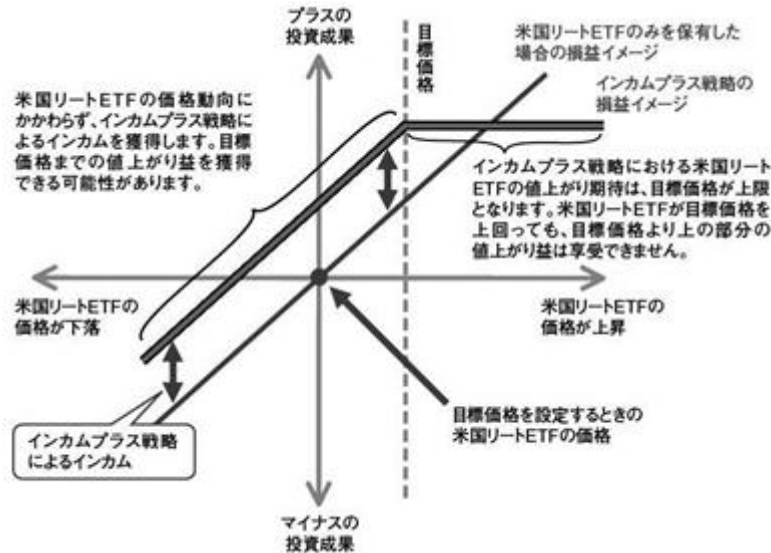
リート連動債のクーポンは、以下の要素をもとにして決定されます。

- ・ 米国リートETFの配当金

## インカムプラス戦略

- ・ インカムプラス戦略により、米国リートETFによる配当を上回るインカムの獲得を目指します。
- ・ 当ファンドの基準価額は米国リートETFの値下がりの影響を受けますが、安定したインカムの獲得が見込めます。
- ・ 米国リートETFの値上がり期待は、一定期間毎に設定される目標価格が上限となります。米国リートETFが目標価格を上回っても、目標価格より上の部分の値上がり益は享受できません。

### <インカムプラス戦略による損益イメージ>



インカムプラス戦略と米国リートETF保有時の損益比較（イメージ図） ■ ETFの配当 ■ インカムプラス戦略によるインカム

ETF価格	ETF価格が下落した場合	ETF価格が上昇したが、目標価格に達しなかった場合	ETF価格が上昇し、目標価格を上回った場合
損益比較イメージ	目標価格 当初価格 値下がり損 値下がり損 米国リートETFのみ インカムプラス戦略	目標価格 当初価格 値上がり損 値上がり損 米国リートETFのみ インカムプラス戦略	目標価格 当初価格 値上がり益 値上がり益 米国リートETFのみ インカムプラス戦略
投資成果	値下がり影響は受けますが、インカム部分は享受できます。	インカム部分と値上がり益を享受できます。	インカム部分と値上がり益を享受できますが、値上がり益は目標価格までです。

上図はいずれも、インカムプラス戦略の損益イメージを説明するために委託会社が作成したものです。リート連動債の価格または当ファンドの基準価額の変動状況を示唆または保証するものではありません。

上図におけるインカムプラス戦略の損益イメージには外国為替先渡取引等の活用による投資効果は含まれておりません。

## トルコリラ戦略

- ・ トルコリラ戦略により、実質的にトルコリラに投資することで得られるインカムの獲得を目指します。
- ・ トルコリラ戦略は、日本円売り／トルコリラ買いの1ヵ月物外国為替先渡取引を毎月行ない、当該取引日の1ヵ月後にその時点での日本円／トルコリラの為替レートで反対売買するという取引を継続して行なった場合の投資成果を獲得するものです。

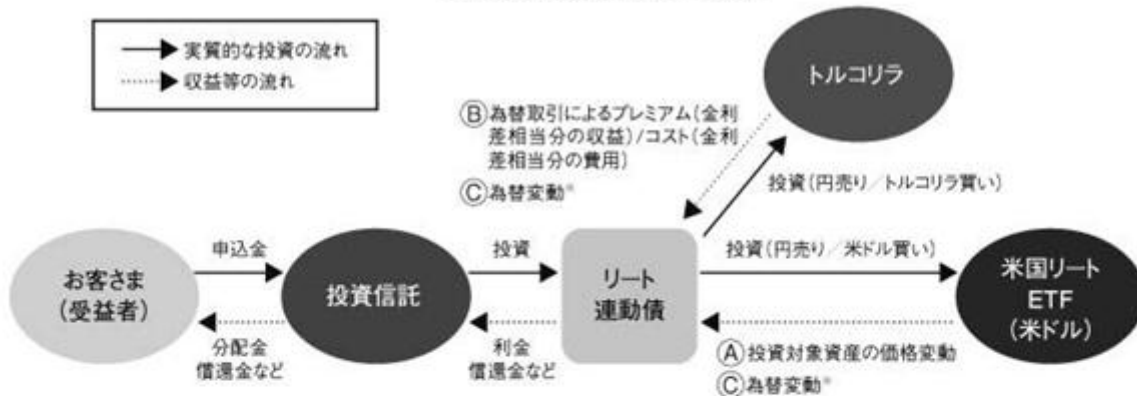
当該投資成果を得るために参照する外国為替先渡取引のロールの頻度等、詳細に関しては今後変更の可能性があります。



## ●当ファンドの収益のイメージ

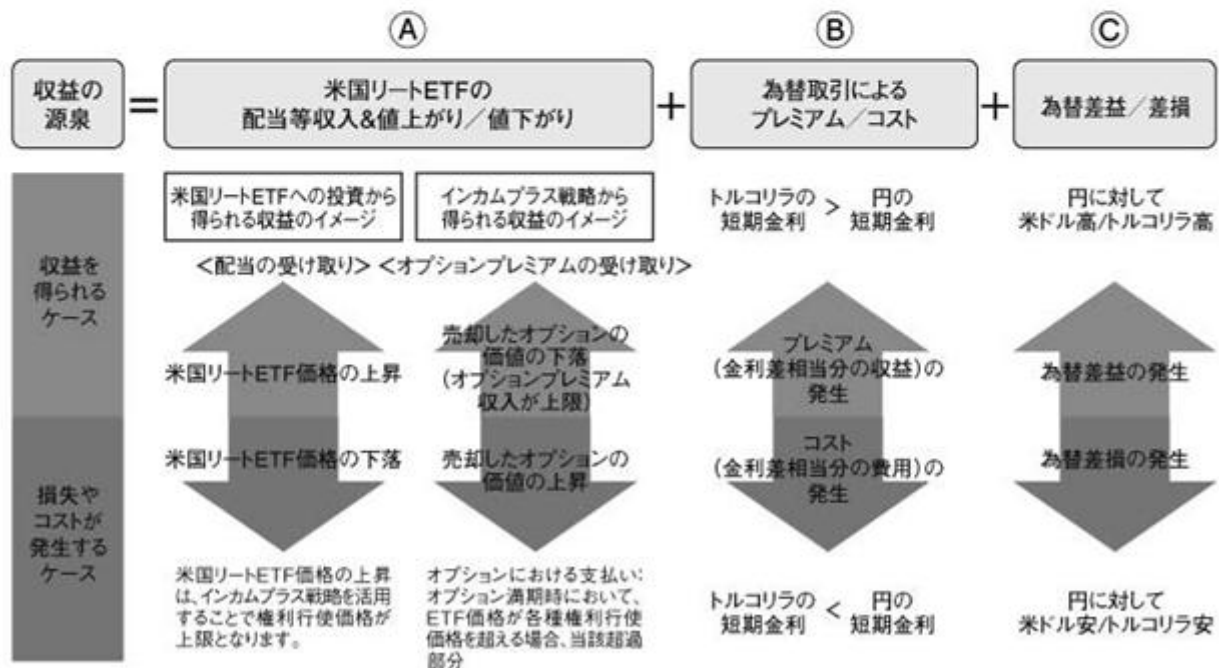
当ファンドは、リート連動債への投資を通じて、米国リートETFの運用に加え、トルコリラ戦略による通貨の運用も行なっております。

<当ファンドの収益のイメージ図>



\*リート連動債を通じて、米ドルおよびトルコリラでの運用を行っており対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。  
 これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



\*市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

\*将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。

\*為替取引によるプレミアム/コストとは、二つの通貨の金利差による受取り超(プレミアム:金利差相当分の収益)、支払い超(コスト:金利差相当分の費用)の状態を示すものです。

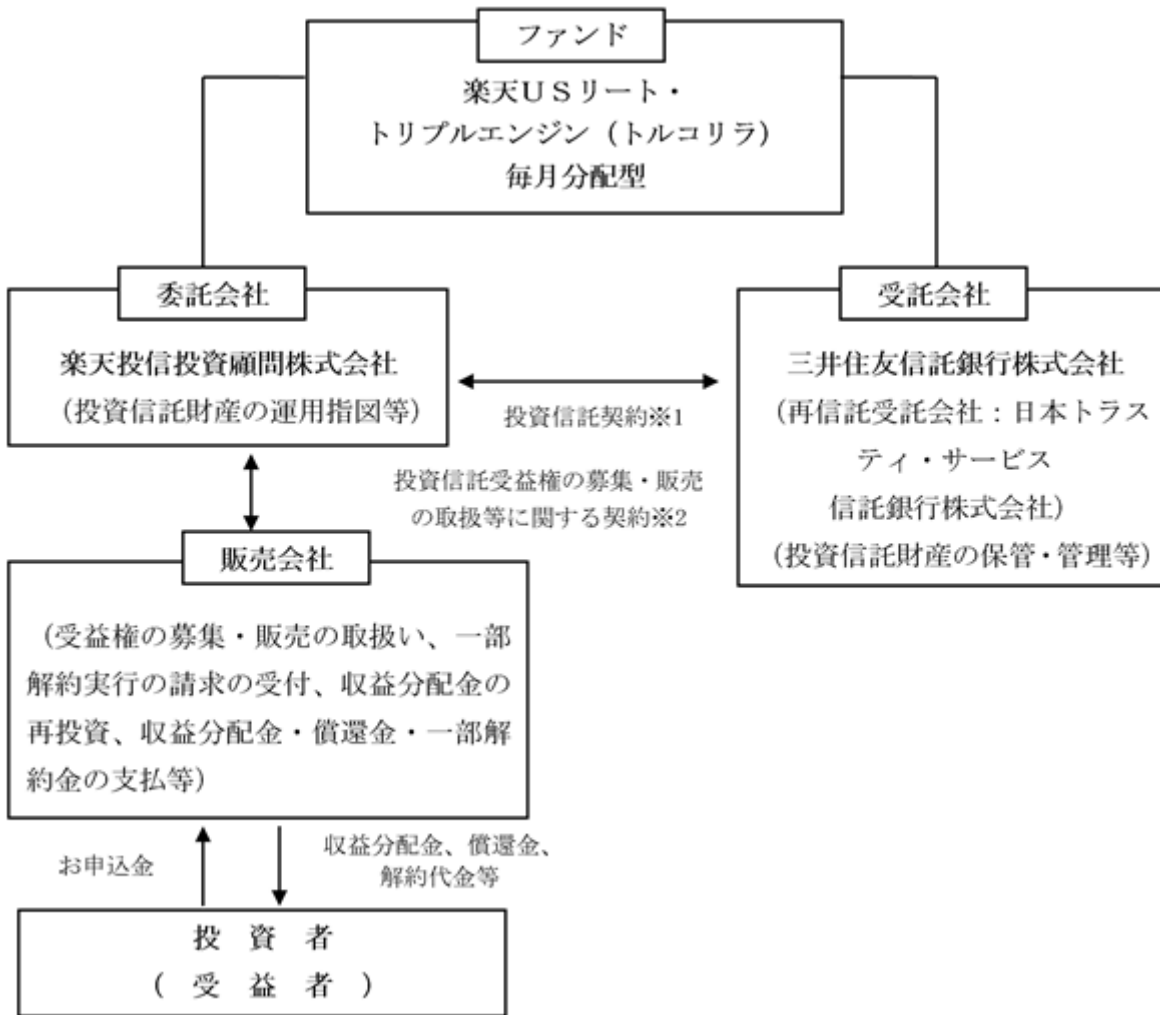
## (2) 【ファンドの沿革】

平成23年11月15日

投資信託契約締結、設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



## 1 「投資信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

## 2 「投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」

投資信託を取扱うルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

## 委託会社の概況

## 1) 資本金の額（平成30年11月末日現在）

資本金 150百万円

## 2) 会社の沿革

平成18年12月28日：「楽天投信株式会社」設立

平成20年 1月31日：金融商品取引業者 登録 [関東財務局長（金商）第1724号]

平成21年 4月 1日：株式会社ポーラスター投資顧問と合併し、「楽天投信投資顧問株式会社」に社名変更

## 3) 大株主の状況（平成30年11月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	13,000 株	100 %

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 主要投資対象

当ファンドは、特定のユーロ円債（リート連動債）を主要投資対象とします。

#### 投資態度

- 1) 主として、米国の不動産投資信託指数に連動する上場投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号および第2号に規定する投資信託ならびに外国投資信託のうちこれらに類するものをいいます。以下同じ。）の投資信託証券ならびに対円貨でのトルコ通貨のパフォーマンスを反映するユーロ円債（リート連動債）に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行ないます。
- 2) ユーロ円債（リート連動債）の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。
- 3) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- 4) 当ファンドの資金動向、証券市場の価格や売買高などの取引状況、その他取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）の売買停止等のやむを得ない事情等によって、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - (イ) 有価証券
  - (ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）
  - (ハ) 金銭債権
- (二) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - (イ) 為替手形

#### 運用の指図範囲等

- 1) 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
  - (イ) 株券または新株引受権証券
  - (ロ) 国債証券
  - (ハ) 地方債証券
- (二) 特別の法律により法人の発行する債券
- (ホ) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債権（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- (ヘ) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- (ト) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- (チ) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- (リ) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- (ヌ) コマーシャル・ペーパー
- (ル) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
- (ヲ) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(イ)から(ル)の証券または証書の性質を有するもの
- (ワ) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- (カ) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (ヨ) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (タ) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
- (レ) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (ソ) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (ツ) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (ネ) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (ナ) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるもの
- (ラ) 外国の者に対する権利で上記(ナ)の有価証券の性質を有するもの

なお、(イ)の証券または証書、(ヲ)ならびに(レ)の証券または証書のうち(イ)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(ロ)から(ヘ)までの証券および(カ)の証券のうち投資法人債券ならびに(ヲ)および(レ)の証券または証書のうち(ロ)から(ヘ)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(ワ)および(カ)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

2) 委託会社は、信託金を、上記1)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。)により運用することを指図することができます。

- (イ) 預金
- (ロ) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (ハ) コール・ローン
- (ニ) 手形割引市場において売買される手形

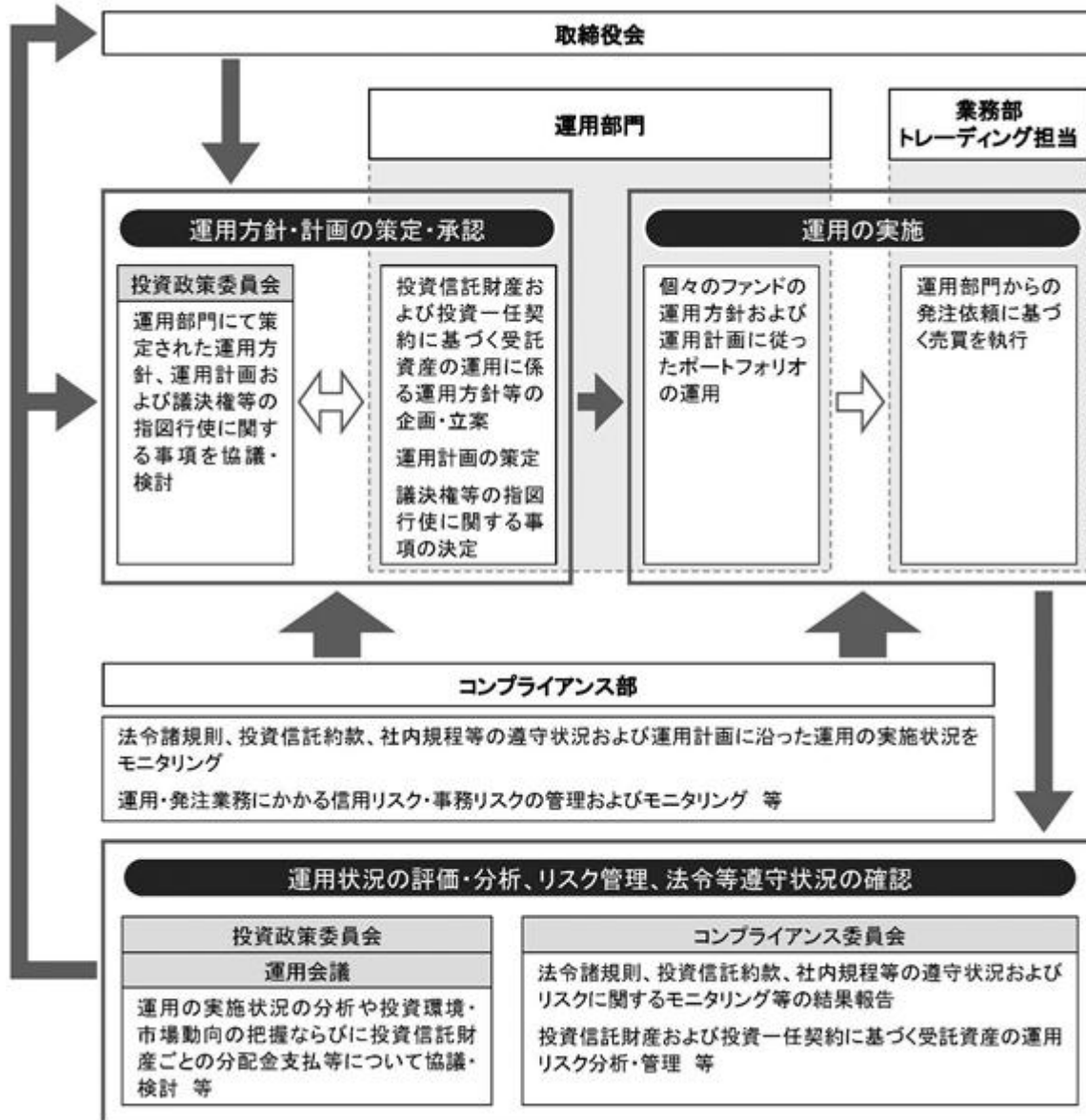
(ホ) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(ヘ) 外国の者に対する権利で上記(ホ)の権利の性質を有するもの

- 3) 上記1)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記2)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3) 【運用体制】

委託会社における運用体制は、以下の通りです。



- ・ 「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、運用部門が策定する運用計画、議決権等の指図行使に関する事項、ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用に関する運用方針等その他の重要事項を協議・検討します。
- ・ 「運用会議」は、決定された運用計画を受けて、投資信託財産、または投資一任契約に基づく受託資産ごとの具体的な運用に関する事項、ならびに投資信託財産ごとの分配金支払等について協議・検討します。（但し、運用会議において協議・検討された事項で重要なものと判断される事項については投資政策委員会に報告します。）
- ・ 運用部門は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。

- ・ 「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する社内規程等、それらに関する具体的施策、ならびにそれらに関する重要な事項について協議・検討を行います。また、法令諸規則等の遵守状況および各種リスクに関するモニタリング等の結果報告を受け、それらについて必要な事項を協議・検討します。
- ・ コンプライアンス部は、投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の投資信託約款および運用ガイドライン等、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングに関する業務ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用リスク管理に関する業務等を行います。運用体制は平成30年11月末現在のものであり、今後、変更になる場合があります。当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の未然防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反管理規程」等の社内規程を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

#### （４）【分配方針】

当ファンドの収益分配は、原則として毎決算時（毎月22日。ただし、休業日にあたる場合には、その翌営業日。）に以下の方針に基づき分配を行ないます。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 3) 収益分配に充てなかった留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行ないます。

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

「分配金受取コース」の受益者の分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに受益者に支払われます。

- ・「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき全額再投資されます。
- ・分配金を再投資する場合は、購入手数料はかかりません。
- ・分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権では取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われ、税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載また記録されます。



## ●収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

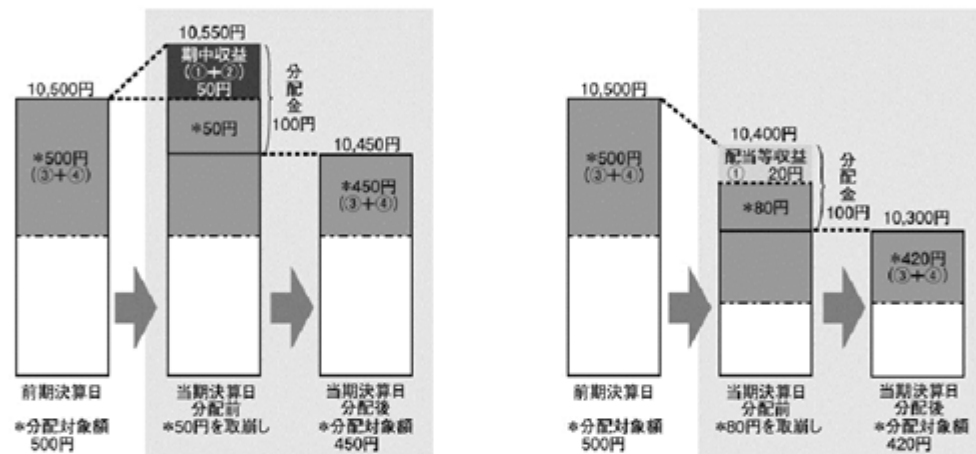


分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）

（前期決算日から基準価額が下落した場合）



（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

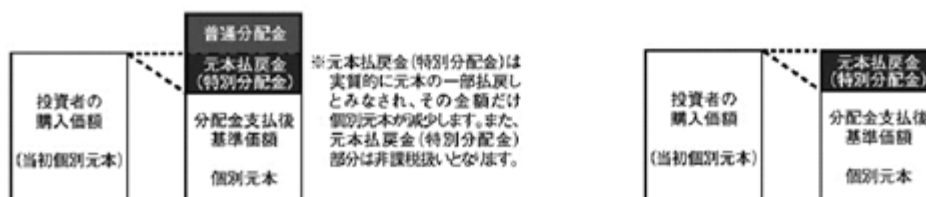
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## （５）【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

### 1) 株式への投資割合

株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の70%以下とします。

### 2) 新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

### 3) 投資信託証券への投資割合

委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

### 4) 同一銘柄への投資割合

（イ）委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（ロ）委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

（ハ）委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

### 5) 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

### 6) 投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

### 7) 信用取引の指図範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

（ロ）信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 8) 先物取引等の運用指図

- (イ) 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
- (ロ) 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### 9) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行なうに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ホ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」は、当事者間においてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(チ)「為替先渡取引」は、当事者間においてあらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下(チ)において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### 11) 有価証券の貸付けの指図および範囲

(イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### 12) 公社債の空売りの指図範囲

(イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 13) 公社債の借入れ

(イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうに当たり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。
- 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 15) 外国為替予約の指図および範囲  
(イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。  
(ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が投資信託財産の純資産額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図についてはこの限りではありません。  
(ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 16) デリバティブ取引等にかかる投資制限  
デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 17) 信用リスク集中回避のための投資制限  
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 18) 資金の借入れ  
(イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

#### 19) 受託会社による資金の立替え

- (イ) 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ) 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ) 上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 法令に定める投資制限

##### 1) 同一法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドの持つリスク

- ・当ファンドは、主としてユーロ円債（リート連動債）など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従いまして、当ファンドは、投資元本が保証されているものではありません。収益や投資利回りなども未確定の商品です。
- ・当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なります。
- ・当ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で当ファンドを購入した場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。
- ・当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家に帰属します。

投資家の皆様には、当ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。

#### 当ファンドの投資にかかるリスク

##### 信用リスク

ユーロ円債（リート連動債）の発行体に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、当該債券の価格は下落し、もしくは価格がなくなることがあります。また、それらが予想される場合、当該債券の利払いや償還金があらかじめ定められた条件で支払われない場合があります。これらの場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

##### 流動性リスク

ユーロ円債（リート連動債）は、金融商品取引所等に上場されているものではなく、十分な流動性を確保できない場合があります。また、当該債券は、固有の要因により、信託期間中に一部解約される場合には十分な流動性の下での取引が行なわれないために当該債券の価格が下落する場合があります。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。また、法令等の規制または市場環境の変化等により、当該債券の流動性（換金性）が低くなった場合には、当ファンドの解約請求の受付を繰り延べる場合があります。

##### 特定の債券への銘柄集中によるリスク

当ファンドは、主として特定のユーロ円債（リート連動債）に投資し、当該債券の価格は変動しかつ満期償還時の元本も確保されていないことから、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債券が基準価額に及ぼす影響が強くなります。信用リスク等が顕在化した場合など、流動性が著しく低下して当該債券の一部売却ができなくなる場合があり、そのような場合には当ファンドの基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

##### 基準価額の上昇が限定されるリスク

当ファンドが主として投資するユーロ円債（リート連動債）が採用するインカムプラス戦略は、ある水準以上の米国リートETFの値上がり益を享受できない代わりに、安定したクーポン収入の獲得を目指す戦略です。そのため、米国リートETFの目標価格以上に米国リートETFが値上がりした場合、当該ユーロ円債はその値上がり分を享受することができず、その結果、当ファンドの基準価額は上昇幅が限定されます。



#### 価格変動リスク

当ファンドが主として投資するユーロ円債（リート連動債）の価格は、金利および対象とする米国リートETFの価格変動等の影響を受けます。リートは保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。これらの影響により当該債券の価格が下落した場合には、基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

#### 為替変動リスク

当ファンドが主として投資するユーロ円債（リート連動債）において、日本円売りトルコリラ買いの外国為替先渡取引等と同等の経済効果の取引を行いません。実質的に対円貨でトルコリラ通貨を買付けることになるため、トルコリラの為替変動によって当ファンドの基準価額は影響を受けます。また、ユーロ円債がその原資産とする米国リートETFは米ドル建てであり、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。これらトルコリラまたは米ドルの為替変動の影響により、当ファンドの基準価額が値下がりし、その結果投資元本に欠損を生じる場合があります。

#### 金利変動リスク

当ファンドは、主としてユーロ円債（リート連動債）に投資します。一般に、金利が上昇すると公社債等の価格は下落します。この場合には基準価額が値下がりし、その結果投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。

市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

## 追加的記載事項

「楽天USリート・トリプルエンジン(トルコリラ)毎月分配型」(以下、「ファンド」といいます。)は、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」に該当します。ご購入にあたっては、ファンドに内在するリスクを十分にご理解いただき、ご自身で投資判断を行なっていただくようお願いいたします。また、ご購入に関するお手続きにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

## (1) 仕組債のリスクについて

ファンドは、主に「デリバティブの仕組みが内在されている仕組債（リート連動債）」に投資を行ないます。そのため、ファンドには、投資信託説明書（交付目論見書または請求目論見書）に記載されているリスクのほか、この仕組債固有のリスクとして、以下のようなリスクがあります。

## 償還価額変動リスク

ファンドの主要投資対象である仕組債（リート連動債）は、その取得時において償還価額が定まっておきませんが、仕組債の評価額はファンドの日々の基準価額に反映されており、償還時に額面金額を下回って償還された場合または額面金額を上回って償還された場合においても、その時点におけるファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすものではありません。

なお、仕組債が額面金額を下回って償還された場合、ファンドの投資信託財産に毀損が発生し、お客様がご投資される投資元本を下回る場合があります。

## 発行体の信用リスク

ファンドは、特定の金融機関が発行する仕組債（リート連動債）に投資する場合があります。そのため、当該発行体において著しい信用の低下や経営破綻が発生した場合には、その仕組債の価格が著しく下落し、元本を著しく下回る価格で仕組債を売却したり元本を回収できなくなる場合があります。この場合、ファンドの投資信託財産に著しい毀損が発生し、お客様がご投資される投資元本を大きく下回る場合があります。

## 流動性リスク

ファンドの主要投資対象である仕組債（リート連動債）は、金融商品取引所に上場されている債券ではなく、売却に際しては、金融商品取引所に上場されている有価証券と比較して、市場が急変した場合など著しく不利な条件での売却を余儀なくされることや当該発行体が経営不振に陥った場合など売却自体ができなくなることがあります。この場合、ファンドの投資信託財産に著しい毀損が発生し、お客様がご投資される投資元本を大きく下回る場合があります。

## （２）想定損失額について

ファンドが主要投資対象としている仕組債（リート連動債）は、米国リートETFの価格が著しく低下した場合や通貨市場で対米ドルまたは対トルコリラで急激な円高となった場合などの市場変動要因、もしくは、仕組債の発行体である特定の金融機関が経営不振に陥った場合などの信用リスクの顕在化、またはこれら要因が複合的に発生した場合には、ファンドが保有する仕組債価格が著しく下落し、その結果、ファンドの基準価額が著しく下落する場合があります。

### 市場変動要因による想定損失額について

万一、上記の市場変動要因が同時複合的に発生した場合には、仕組債（リート連動債）の投資元本に大きな影響を及ぼし、その結果、ファンドの投資信託財産が毀損する場合があります。従って、お客様の投資される額も毀損する場合があります。

なお、下表は、上記の市場変動要因に係る過去10年間の日々の変動率（ただし、投資信託財産においてマイナスとなるもののみ）の最大値が同時に発生したと想定して試算した一日当たりの最大損失率を試算したものです。

想定損失率の試算表

	米国リートETF	為替レート		想定損失率
		円/米ドル	円/トルコリラ	
最大変動率	△20.6%	△3.7%	△13.5%	△37.8%

注）ブルームバーグの日次データ（2008年12月～2018年11月）を基に、楽天投信投資顧問にて、同期間における日次の変動率を算出し、それぞれの最大値により想定損失率を試算。

上記の想定損失率に基づく想定損失額は、投資額を100とした場合37.8となります。また、想定損失額は過去の市場変動に基づく試算であり、将来においてこれらの変動率を大きく上回った場合には、上記の想定損失額を上回ることがあります。

### 信用リスク顕在化による想定損失額について

仕組債（リート連動債）の発行体である特定の金融機関が経営破綻に陥るなど最悪の場合には、仕組債の投資元本を回収できなくなり、その結果、ファンドの投資信託財産の大部分を失う場合があります。従って、お客様の投資される額の大部分を失う場合があります。

### ファンドの一部解約について

ファンドの一部解約は、投資信託約款に従い、一部解約の申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.75%）を控除した額をもって行ないます。

ただし、仕組債（リート連動債）の発行体である特定の金融機関が経営破綻に陥った場合や金融商品市場の閉鎖・機能停止などの要因によって、ファンドの投資対象である仕組債の売却が事実上困難となった場合は、委託会社の判断により一部解約の申込受付を一時的に中止する場合やすでに申込みを受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合がありますので、お客様の想定される価額での一部解約ができない場合があります。

### iシェアーズ 米国不動産ETF

iシェアーズ 米国不動産ETFは、ダウ・ジョーンズ米国不動産指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）をあげることを目標としたETF（上場投信）です。

iシェアーズ 米国不動産ETFは、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズにより運用されており、ニューヨーク証券取引所Arca市場に上場されています。

ダウ・ジョーンズ（Dow Jones）は、Dow Jones & Companyのサービスマークであり、iシェアーズ・ファンドは、Dow Jones & Companyが出資、保証、発行、販売、販売の促進を行っているものではありません。同社はまた、iシェアーズ・ファンドへの投資の妥当性についていかなる意見も表明していません。

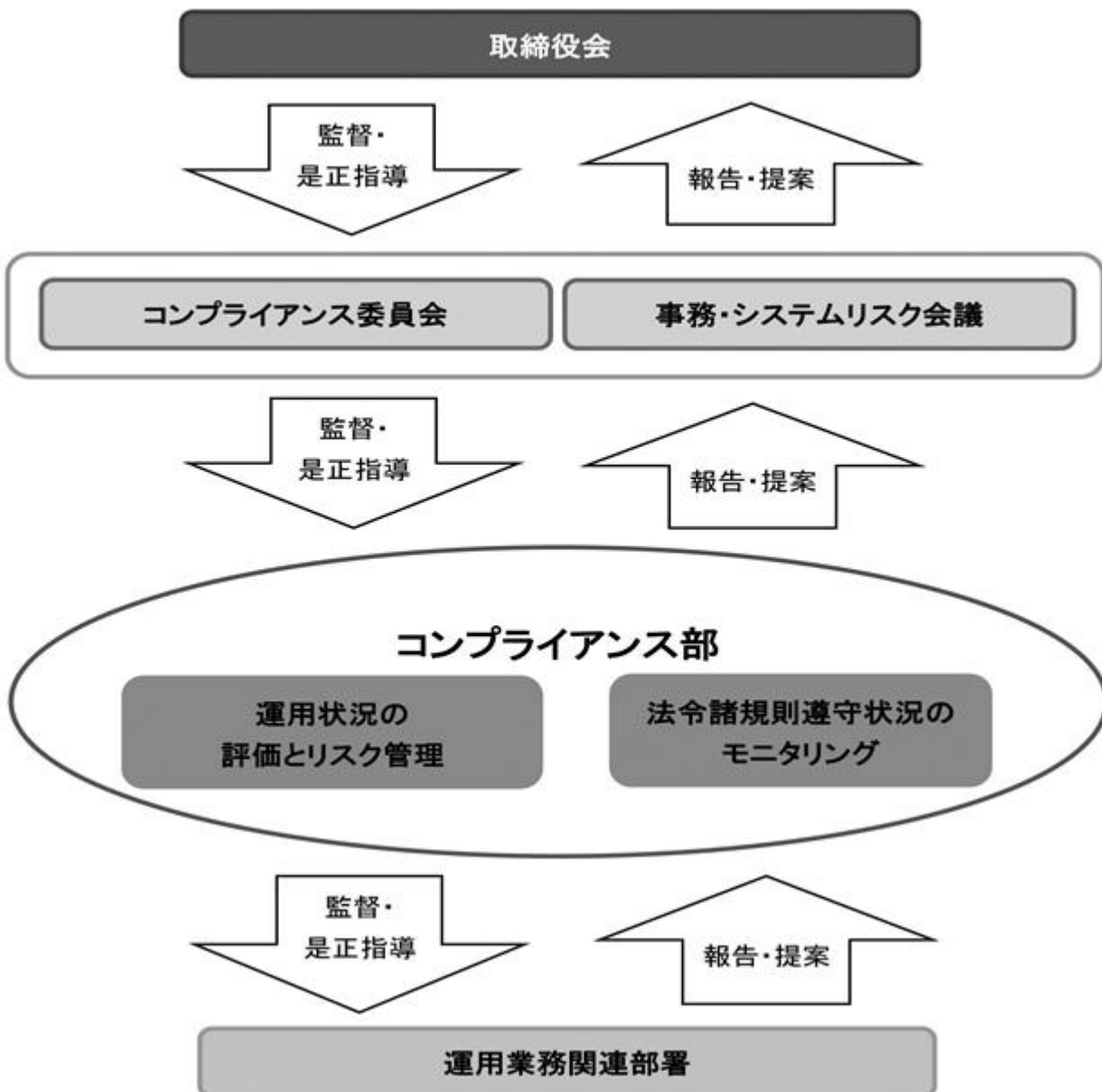


### スター・ヘリオス・ピーエルシー（英文表記：STAR Helios plc）

分別保管される資産を裏付けとして債券を発行することを主な業務とする、アイルランド籍の特別目的会社です。裏付資産は保管会社によって分別保管されています。

## (2) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



### \*全社的リスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行なっています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減にかかる施策などの構築を行なっています。

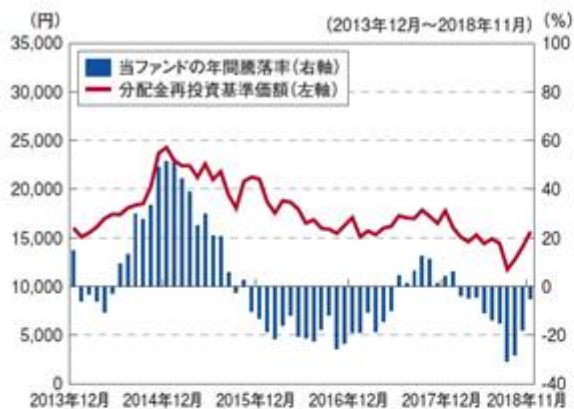
## \* 運用状況の評価・分析とリスク管理

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行ない、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行ないます。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

\* 上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

## 参考情報

### ■ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

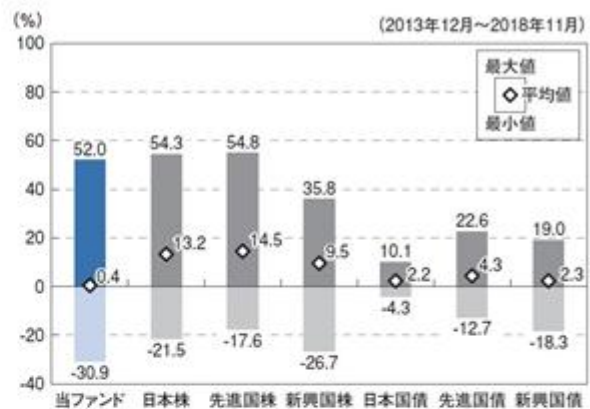


※ 上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※ 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。(分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)

### ■ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※ 当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※ 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

日本株……S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)

先進国株……S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)

新興国株……S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)

日本国債……FTSE日本国債インデックス(円ベース)

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債……FTSE新興国市場国債インデックス(円換算ベース)

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、米ドルベースの各指数を楽天投信投資顧問が円換算しております。

※ 上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額）に、3.24%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には、消費税および地方消費税が含まれます。

申込手数料率の詳細については、販売会社にお問い合わせください。

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」 1または「償還前乗換え」 2により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等が販売会社ごとに異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

- 1 「償還乗換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合はいいです。
- 2 「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合はいいです。

申込手数料は、商品説明ならびに事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

### (2)【換金（解約）手数料】

#### (イ)換金（解約）手数料

ご換金（解約）時の手数料はありません。

#### (ロ)信託財産留保額

ご換金（解約）時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.75%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご換金（解約）による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは、運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

### (3)【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.512%（税込）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分および当該信託報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

委託会社	年0.756%（税抜0.7%）	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.702%（税抜0.65%）	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年0.054%（税抜0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ・信託報酬は、毎計算期間終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）に当該終了日までに計上された金額ならびに信託終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。
- ・また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額等を投資信託財産は負担します。  
税額は、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

#### （４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、受託会社の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、および売買委託手数料等にかかる消費税等については、取引のつど投資信託財産中から支弁します。また、外貨建資産の保管に要する費用についても、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、手数料・費用等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

##### 課税上は、株式投資信託として扱われます。

個人の受益者の場合

##### 1) 収益分配金の取扱い

収益分配金は、配当所得として課税され、以下の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、申告不要制度を選択せずに、総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択して確定申告を行なうこともできます。

##### 2) 一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、以下の税率で源泉徴収されます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
2038年1月1日から	15%	-	5%	20%



（注1）所得税については、2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

（注2）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 3) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式等の譲渡益および配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子所得（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等および特定公社債等の譲渡損と損益通算ができます。

#### 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
2038年1月1日から	15%	-	15%

（注）所得税については、2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成30年11月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	910,199,550	97.95
内 アイルランド	910,199,550	97.95
短期金融資産、その他（負債控除後）	19,021,365	2.05
純資産総額	929,220,915	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成30年11月30日現在)

	銘柄名 地域	種類 業種	額面金額(円)	簿価単価(円)	評価単価(円)	利率(%) 償還日	投資 比率 (%)
				簿価金額(円)	評価金額(円)		
1	STAR Helios plc JPY Note s linked to U.S. REIT Covered Call Strategy 9 April 2021 アイルランド	社債券	3,315,000,000	26.25	27.45	-	97.95
		-		870,220,650	910,199,550	2021/4/9	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率(%)
社債券	97.95
合計	97.95

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成30年11月30日現在および同日前1年以内における各月末営業日および各特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	(分配落) (円)	(分配付) (円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
設定時 (平成23年11月15日)	6,378,813	-	1.0000	-
第1特定期間末 (平成24年4月23日)	91,843,309	93,244,064	1.1146	1.1316
第2特定期間末 (平成24年10月22日)	182,783,905	185,828,286	1.0207	1.0377
第3特定期間末 (平成25年4月22日)	860,553,465	870,186,642	1.5186	1.5356
第4特定期間末 (平成25年10月22日)	690,024,087	700,794,296	1.0892	1.1062
第5特定期間末 (平成26年4月22日)	795,854,949	810,674,187	1.0741	1.0941
第6特定期間末 (平成26年10月22日)	952,327,664	969,910,801	1.0832	1.1032
第7特定期間末 (平成27年4月22日)	1,585,929,725	1,622,812,029	1.0750	1.1000
第8特定期間末 (平成27年10月22日)	2,027,229,876	2,084,207,320	0.8895	0.9145
第9特定期間末 (平成28年4月22日)	1,817,683,783	1,867,245,939	0.6601	0.6781
第10特定期間末 (平成28年10月24日)	1,184,357,287	1,207,170,478	0.5192	0.5292
第11特定期間末 (平成29年4月24日)	1,094,858,331	1,119,738,480	0.4401	0.4501
第12特定期間末 (平成29年10月23日)	1,337,939,940	1,367,169,648	0.4577	0.4677
11月末日	1,219,877,249	-	0.4150	-
12月末日	1,263,025,869	-	0.4368	-
平成30年1月末日	1,169,286,681	-	0.3845	-
2月末日	1,061,668,165	-	0.3512	-
3月末日	1,013,528,806	-	0.3305	-
第13特定期間末 (平成30年4月23日)	1,025,645,523	1,041,330,188	0.3270	0.3320
4月末日	1,057,386,916	-	0.3408	-
5月末日	946,408,432	-	0.3163	-
6月末日	937,030,708	-	0.3214	-
7月末日	887,852,228	-	0.3072	-
8月末日	766,946,481	-	0.2467	-
9月末日	816,884,341	-	0.2655	-
第14特定期間末 (平成30年10月22日)	844,968,676	854,236,456	0.2735	0.2765
10月末日	874,524,598	-	0.2896	-
11月末日	929,220,915	-	0.3177	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0740
第2特定期間	0.1020
第3特定期間	0.1020
第4特定期間	0.1020
第5特定期間	0.1200
第6特定期間	0.1200
第7特定期間	0.1500
第8特定期間	0.1500
第9特定期間	0.1290
第10特定期間	0.0600
第11特定期間	0.0600
第12特定期間	0.0600
第13特定期間	0.0550
第14特定期間	0.0240

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	18.9
第2特定期間	0.7
第3特定期間	58.8
第4特定期間	21.6
第5特定期間	9.6
第6特定期間	12.0
第7特定期間	13.1
第8特定期間	3.3
第9特定期間	11.3
第10特定期間	12.3
第11特定期間	3.7
第12特定期間	17.6
第13特定期間	16.5
第14特定期間	9.0

(注) 収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数点第2位を四捨五入しています。

## （参考情報）運用実績

2018年11月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移



基準価額	3,177円
純資産総額	929百万円

※「分配金再投資基準価額」は、税引前分配金を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

## 分配の推移（10,000口当たり、税引前）

決算期	2018年7月	2018年8月	2018年9月	2018年10月	2018年11月	直近1年間累計	設定来累計
分配金	50円	30円	30円	30円	30円	720円	13,110円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 主要な資産の状況

資産名	投資比率
STAR Helios plc JPY Notes linked to U.S. REIT Covered Call Strategy 9 April 2021	98.0%
短期金融資産、その他	2.0%
合計	100.0%

※投資比率は、純資産総額に対する各資産の比率です。

※投資比率は、小数点第2位を四捨五入しています。

## 年間収益率の推移（暦年ベース）

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2011年は設定日（2011年11月15日）から年末まで、2018年は11月末までの騰落率を表しています。

最新の運用実績については、委託会社のホームページにてご確認ください。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1特定期間	110,927,201	28,529,837	82,397,364
第2特定期間	201,758,307	105,074,420	179,081,251
第3特定期間	848,514,830	460,938,601	566,657,480
第4特定期間	519,697,610	452,813,379	633,541,711
第5特定期間	446,684,886	339,264,694	740,961,903
第6特定期間	552,753,835	414,558,858	879,156,880
第7特定期間	1,267,558,149	671,422,836	1,475,292,193
第8特定期間	1,492,850,629	689,045,039	2,279,097,783
第9特定期間	1,193,712,885	719,357,524	2,753,453,144
第10特定期間	306,230,757	778,364,776	2,281,319,125
第11特定期間	701,495,182	494,799,335	2,488,014,972
第12特定期間	1,490,944,673	1,055,988,772	2,922,970,873
第13特定期間	1,347,832,695	1,133,870,434	3,136,933,134
第14特定期間	837,863,927	885,536,893	3,089,260,168

(注) 当初申込期間中の設定数量は6,378,813口です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込金額に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までにお支払いただきます。

（手数料については、前述の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。）

- (2) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「楽天USリート・トリプルエンジン（トルコリラ）毎月分配型・自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

- (3) 取得申込みの受付は、原則として営業日の午後3時以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。受付時間は販売会社によって異なる場合があります。また、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることがありますので、ご注意ください。

なお、当ファンドについて、申込日が以下のいずれかに該当する日には、取得申込みの受付は行ないません。

申込受付休止日

シカゴ・ボード・オプション取引所の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

イスタンブールの銀行の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

東京の銀行の休業日

- (4) 以下に該当する場合は、委託会社の判断により、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

1. 委託会社が、当該ユーロ円債（リート連動債）が連動する資産の取引にかかる取引所の立会が行なわれないこと、もしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
2. 委託会社が、当該ユーロ円債が連動する資産の取引にかかる取引所の当日の立会終了時における当該ユーロ円債が連動する資産の取引の呼値が当該取引所の定める呼値の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託が投資する当該ユーロ円債が連動する資産の取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
3. 前各号のほか、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託において投資している有価証券の解約または換金の中止、ならびに当該有価証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡に関する障害等）があるとき

詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

## 2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」の両コースとも販売会社が定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。
- なお、受付は、原則として営業日の午後3時以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。受付時間は販売会社によって異なる場合があります。また、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますので、ご注意ください。
- また、投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。
- (2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- (3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- (4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.75%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。
- 一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。
- なお、一部解約の価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記照会先にお問い合わせください。

### 委託会社のお問い合わせ先

**楽天投信投資顧問株式会社**

**お客様窓口** : 電話番号 03 - 6432 - 7746

**受付時間** : 営業日の午前9時から午後5時まで

**ホームページアドレス** : <http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

\* 基準価額につきましては、上記の委託会社のホームページ、または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただける基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (5) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、当ファンドにおいて、投資を行なった投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、一部解約金の支払いを繰り延べる場合があります。
- (6) 委託会社は、当ファンドについて、以下のいずれかに該当する日には上記（2）による一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

請求受付休止日

シカゴ・ボード・オプション取引所の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

イスタンブールの銀行の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

東京の銀行の休業日



- (7) 以下に該当する場合は、委託会社の判断により、一部解約の実行の請求受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
1. 主要投資対象とするユーロ円債(リート連動債)が活用する有価証券のうち主として取引を行なうものについて、当該取引にかかる取引所の当日の午後の取引(半日立会日については、午前の取引とします。)が行なわれないもしくは停止されたとき
  2. 主要投資対象とするユーロ円債が活用する有価証券のうち主として取引を行なうものについて、当該取引にかかる取引所の当日の午後の取引終了時における当該取引の呼値が当該取引所の定める呼値の値幅の限度の価格とされる等、やむを得ない事情が発生したこと等により、当該ユーロ円債の当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
  3. 前各号のほか、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この投資信託において投資している有価証券の解約または換金の中止、ならびに当該有価証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡に関する障害等)があるとき
- (8) 上記(7)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(当該日が一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、当該計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします。)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記(4)の規定に準じて計算された額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における基準価額計算日の対顧客直物電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・基準価額（受益権1万口当たり純資産価額を表示したもの）は、毎営業日に算出され、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。
- ・委託会社へのお問い合わせにつきましては、下記にご照会下さい。

#### 委託会社のお問い合わせ先

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口 : 電話番号 03 - 6432 - 7746

受付時間 : 営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から2021年10月22日までです。

ただし、委託会社は、一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。

#### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月23日から翌月22日までとします。

上記に関わらず、上記の原則による各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。または、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、下記「 書面決議の手続き」の規定に従い行ないます。

(ハ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- (二) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または、業務を停止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 上記の規定に関わらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- (ホ) 受託会社は、委託会社の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「 投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「 書面決議の手続き」の規定に従います。
- (ハ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定に従います。

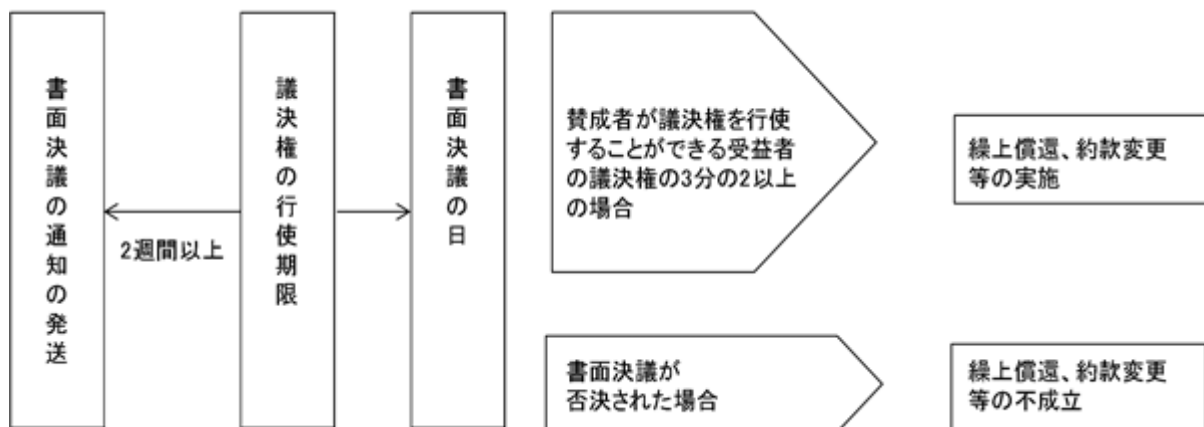
この投資信託約款は、上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

#### 書面決議の手続き

- (イ) 委託会社は、上記「 信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または、「 投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、当ファンドにかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ロ) 上記（イ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ハ) 上記（イ）の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- (ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

- (ホ) 上記(イ)から(ニ)までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「信託の終了（投資信託契約の解約）」(ハ)の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する当ファンドの解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。
- (ヘ) 上記(イ)から(ホ)の規定に関わらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### < 書面決議の主な流れ >



#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行なったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 運用報告書

(イ) 委託会社は、原則として毎年4月および10月の計算期末および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

(ロ) 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書(全体版)を作成し、次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

(ハ) 前項の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### 公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、電子公告により行ない次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

なお、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

#### 関係法人との契約更改に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）は、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについても同様とします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

##### (1) 収益分配金請求権

- ・収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）に受益者に支払います。
- ・受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。
- ・上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

##### (2) 一部解約請求権

- ・受益者は、販売会社ごとに定める単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ・一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として、7営業日目から受益者に支払います。ただし、当ファンドにおいて、投資を行なった投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、一部解約金の支払いを繰り延べる場合があります。
- ・権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

##### (3) 償還金請求権

- ・受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ・受益者が信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成30年4月24日から平成30年10月22日）の財務諸表については、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【楽天USリート・トリプルエンジン（トルコリラ）毎月分配型】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成30年4月23日現在	当期 平成30年10月22日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	74,331,749	40,111,308
社債券	969,436,650	826,763,150
その他未収収益	1,295,562	506,314
流動資産合計	1,045,063,961	867,380,772
資産合計	1,045,063,961	867,380,772
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	15,684,665	9,267,780
未払解約金	2,240,016	12,112,768
未払受託者報酬	47,677	32,516
未払委託者報酬	1,287,320	877,890
その他未払費用	158,760	121,142
流動負債合計	19,418,438	22,412,096
負債合計	19,418,438	22,412,096
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	3,136,933,134	3,089,260,168
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,111,287,611	2,244,291,492
（分配準備積立金）	183,335,566	283,060,410
元本等合計	1,025,645,523	844,968,676
純資産合計	1,025,645,523	844,968,676
負債純資産合計	1,045,063,961	867,380,772



## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 平成29年 至 平成30年	10月24日 4月23日	自 平成30年 至 平成30年	4月24日 10月22日
<b>営業収益</b>				
受取利息		293,400,000		251,790,000
有価証券売買等損益		509,550,800		324,673,800
その他収益		639,943		506,314
<b>営業収益合計</b>		<b>215,510,857</b>		<b>72,377,486</b>
<b>営業費用</b>				
支払利息		27,782		19,353
受託者報酬		310,682		238,647
委託者報酬		8,388,543		6,443,391
その他費用		1,324,925		1,376,551
<b>営業費用合計</b>		<b>10,051,932</b>		<b>8,077,942</b>
営業利益又は営業損失（ ）		225,562,789		80,455,428
経常利益又は経常損失（ ）		225,562,789		80,455,428
当期純利益又は当期純損失（ ）		225,562,789		80,455,428
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		4,816,758		5,778,698
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,585,030,933		2,111,287,611
剰余金増加額又は欠損金減少額		662,040,228		622,788,401
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		662,040,228		622,788,401
剰余金減少額又は欠損金増加額		801,884,535		608,742,934
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		801,884,535		608,742,934
分配金		165,666,340		72,372,618
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,111,287,611		2,244,291,492

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.	有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2.	収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.	その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 ファンドの特定期間は、前期末が休日であることから、平成30年4月24日から平成30年10月22日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成30年 4月23日現在	当期 平成30年 10月22日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数	3,136,933,134口	3,089,260,168口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,111,287,611円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,244,291,492円であります。
3. 特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3270円 (3,270円)	0.2735円 (2,735円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自平成29年10月24日 至平成30年 4月23日	当期 自平成30年 4月24日 至平成30年10月22日
分配金の計算過程	(自平成29年10月24日 至平成29年11月22日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (41,998,031円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,294,800,615円)及び分配準備積立金(93,923,015円)より分配対象額は1,430,721,661円(1万口当たり4,923.95円)であり、うち29,056,372円(1万口当たり100.00円)を分配金額としております。	(自平成30年4月24日 至平成30年5月22日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (52,987,576円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,398,401,813円)及び分配準備積立金(174,004,663円)より分配対象額は1,625,394,052円(1万口当たり5,368.17円)であり、うち15,139,168円(1万口当たり50.00円)を分配金額としております。

(自平成29年11月23日 至平成29年12月22日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額

(45,727,249円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,300,684,772円)及び分配準備積立金(99,145,841円)より分配対象額は1,445,557,862円(1万口当たり4,986.71円)であり、うち28,988,212円(1万口当たり100.00円)を分配金額としております。

(自平成29年12月23日 至平成30年1月22日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額

(45,306,821円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,437,935,929円)及び分配準備積立金(112,478,963円)より分配対象額は1,595,721,713円(1万口当たり5,042.37円)であり、うち31,646,288円(1万口当たり100.00円)を分配金額としております。

(自平成30年1月23日 至平成30年2月22日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額

(48,429,550円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,369,965,434円)及び分配準備積立金(114,887,070円)より分配対象額は1,533,282,054円(1万口当たり5,108.00円)であり、うち30,017,284円(1万口当たり100.00円)を分配金額としております。

(自平成30年5月23日 至平成30年6月22日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額

(54,778,524円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,379,752,996円)及び分配準備積立金(202,159,298円)より分配対象額は1,636,690,818円(1万口当たり5,504.07円)であり、うち14,867,994円(1万口当たり50.00円)を分配金額としております。

(自平成30年6月23日 至平成30年7月23日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額

(56,801,521円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,362,290,932円)及び分配準備積立金(231,027,216円)より分配対象額は1,650,119,669円(1万口当たり5,652.78円)であり、うち14,595,639円(1万口当たり50.00円)を分配金額としております。

(自平成30年7月24日 至平成30年8月22日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額

(57,111,661円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,485,052,594円)及び分配準備積立金(256,873,035円)より分配対象額は1,799,037,290円(1万口当たり5,808.23円)であり、うち9,292,178円(1万口当たり30.00円)を分配金額としております。

	<p>(自平成30年2月23日 至平成30年3月22日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(49,504,408円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,384,977,797円)及び分配準備積立金(131,455,938円)より分配対象額は1,565,938,143円(1万口当たり5,172.63円)であり、うち30,273,519円(1万口当たり100.00円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成30年3月23日 至平成30年4月23日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(51,166,032円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,445,121,291円)及び分配準備積立金(147,854,199円)より分配対象額は1,644,141,522円(1万口当たり5,241.24円)であり、うち15,684,665円(1万口当たり50.00円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成30年8月23日 至平成30年9月25日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,717,111円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,482,701,207円)及び分配準備積立金(291,525,283円)より分配対象額は1,783,943,601円(1万口当たり5,810.98円)であり、うち9,209,859円(1万口当たり30.00円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成30年9月26日 至平成30年10月22日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(10,135,731円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,504,000,975円)及び分配準備積立金(282,192,459円)より分配対象額は1,796,329,165円(1万口当たり5,814.76円)であり、うち9,267,780円(1万口当たり30.00円)を分配金額としております。</p>
--	--	---

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、社債券のほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期	当期
	平成30年 4月23日現在	平成30年 10月22日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	平成30年 4月23日現在	平成30年 10月22日現在
	最終の計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)
社債券	50,062,950	57,056,000
合計	50,062,950	57,056,000

## (デリバティブ取引に関する注記)

前期	当期
平成30年 4月23日現在	平成30年 10月22日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期	当期
自 平成29年10月24日 至 平成30年 4月23日	自 平成30年 4月24日 至 平成30年10月22日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	前期	当期
	自 平成29年10月24日 至 平成30年 4月23日	自 平成30年 4月24日 至 平成30年10月22日
元本の推移		
期首元本額	2,922,970,873円	3,136,933,134円
期中追加設定元本額	1,347,832,695円	837,863,927円
期中一部解約元本額	1,133,870,434円	885,536,893円

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)
社債券	STAR Helios plc JPY Notes linked to U.S. REIT Covered Call Strategy 9 April 2021	3,515,000,000	826,763,150
社債券 合計		3,515,000,000	826,763,150
合計		3,515,000,000	826,763,150

社債券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成30年11月30日現在)

項目	金額または口数
資産総額	947,159,107円
負債総額	17,938,192円
純資産総額( - )	929,220,915円
発行済数量	2,924,950,969口
1単位当たり純資産額( / )	0.3177円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### (1) 投資信託受益証券の名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (2) 受益者名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として）に支払います。



(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（平成30年11月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株
過去5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

##### (2) 会社の意思決定機構

###### 取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行ないます。

###### 監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行ないます。

（本書提出日現在）

##### (3) 投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。

運用部門は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

運用部門のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用にかかる諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。

コンプライアンス部は、投資信託財産の運用にかかるコンプライアンス状況のモニタリングを行ない、これを運用部門にフィードバックします。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行なっています。

平成30年11月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	44本	185,705百万円
合 計	44本	185,705百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）及び同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年8月30日大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）及び同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)		当事業年度 (平成30年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		617,562		670,928
金銭の信託		1,300,000		1,300,000
前払費用		887		2,915
未収入金		1,648		-
未収委託者報酬		168,194		173,836
立替金		5,331		-
繰延税金資産		10,130		9,060
その他		5,001		5,000
流動資産計		2,108,756		2,161,741
固定資産				
有形固定資産	1	43,782	1	36,926
建物（純額）		26,421		23,218
器具備品（純額）		17,361		13,707
投資その他の資産		4,324		15,049
投資有価証券		3,351		14,291
長期前払費用		972		644
繰延税金資産		-		112
固定資産計		48,106		51,975
資産合計		2,156,863		2,213,716

（単位：千円）

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	7,953	3,131
未払費用	83,642	94,055
未払消費税等	1,601	9,375
未払法人税等	31,595	32,716
賞与引当金	17,642	14,916
役員賞与引当金	388	8,000
その他	7,008	-
流動負債計	149,832	162,194
<b>固定負債</b>		
繰延税金負債	611	-
資産除去債務	5,699	5,699
固定負債計	6,311	5,699
負債合計	156,143	167,894
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	150,000	150,000
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
<b>利益剰余金</b>		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,220,760	1,266,597
利益剰余金合計	1,220,760	1,266,597
株主資本合計	2,000,476	2,046,314
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	244	491
評価・換算差額合計	244	491
純資産合計	2,000,720	2,045,822
負債・純資産合計	2,156,863	2,213,716

## （ 2 ） 【 損益計算書 】

（ 単位：千円 ）

	前事業年度 （ 自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日 ）	当事業年度 （ 自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日 ）
営業収益		
委託者報酬	1,296,283	1,216,403
営業収益計	1,296,283	1,216,403
営業費用		
支払手数料	544,973	491,228
広告宣伝費	2,605	7,342
通信費	65,880	65,818
協会費	2,122	1,766
諸会費	84	18
営業費用計	615,666	566,173
一般管理費	1・2 334,182	1・2 364,433
営業利益	346,434	285,796
営業外収益		
受取利息	5	6
有価証券利息	551	683
投資有価証券売却益	57	837
為替差益	-	8
雑収入	87	-
営業外収益計	701	1,535
営業外費用		
為替差損	225	-
営業外費用計	225	-
経常利益	346,911	287,332
特別損失		
固定資産売却損	185	-
その他特別損失	7,008	10,492
特別損失計	7,193	10,492
税引前当期純利益	339,717	276,840
法人税、住民税及び事業税	102,622	80,331
法人税等調整額	5,058	670
法人税等合計	107,681	81,002
当期純利益	232,036	195,837

## （ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,138,723	1,138,723	1,918,439	-	-	1,918,439
当期変動額						
剰余金の配当	150,000	150,000	150,000			150,000
当期純利益	232,036	232,036	232,036			232,036
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				244	244	244
当期変動額合計	82,036	82,036	82,036	244	244	82,280
当期末残高	1,220,760	1,220,760	2,000,476	244	244	2,000,720

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,220,760	1,220,760	2,000,476	244	244	2,000,720
当期変動額						
剰余金の配当	150,000	150,000	150,000			150,000
当期純利益	195,837	195,837	195,837			195,837
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				735	735	735
当期変動額合計	45,837	45,837	45,837	735	735	45,102
当期末残高	1,266,597	1,266,597	2,046,314	491	491	2,045,822



## [ 注記事項 ]

## ( 重要な会計方針 )

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

## ( 1 ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

## ( 2 ) 金銭の信託

時価法によっております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## ( 1 ) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 10年

器具備品 4～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

## ( 2 ) 長期前払費用

定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## ( 1 ) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

## ( 2 ) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## ( 3 ) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

## 4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

## 消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## ( 貸借対照表関係 )

## 1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
有形固定資産	12,247千円	18,684千円

## ( 損益計算書関係 )

## 1. 役員報酬の範囲

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
取締役 年額	200,000千円	200,000千円
監査役 年額	30,000千円	30,000千円

## 2. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
人件費	170,093千円	208,027千円
減価償却費	8,127千円	8,196千円
賞与引当金繰入額	26,568千円	14,916千円
役員賞与引当金繰入額	1,367千円	8,000千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	150	11,538.46	平成28年3月31日	平成28年6月29日

当事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	150	11,538.46	平成29年3月31日	平成29年6月29日

## (リース取引関係)

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、リスクは極めて限定的であると認識しています。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	617,562	617,562	-
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	-
(3) 未収委託者報酬	168,194	168,194	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	3,351	3,351	-
資産計	2,089,108	2,089,108	-
負債			
(1) 未払費用	83,642	83,642	-
(2) 未払法人税等	31,595	31,595	-
負債計	115,238	115,238	-

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	670,928	670,928	-
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	-
(3) 未収委託者報酬	173,836	173,836	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	14,291	14,291	-
資産計	2,159,056	2,159,056	-
負債			
(1) 未払費用	94,055	94,055	-
(2) 未払法人税等	32,716	32,716	-
負債計	126,771	126,771	-

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資産

## (1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

## 負債

## (1)未払費用 (2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	617,562	-
金銭の信託	1,300,000	-
未収委託者報酬	168,194	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-
合 計	2,085,756	-

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	670,928	-
金銭の信託	1,300,000	-
未収委託者報酬	173,836	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-
合 計	2,144,764	-

## （有価証券関係）

## 1. その他有価証券

前事業年度（平成29年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	3,351	3,000	351
小計	3,351	3,000	351
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	3,351	3,000	351

当事業年度（平成30年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	14,291	15,000	708
小計	14,291	15,000	708
合計	14,291	15,000	708

## 2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	3,057	87	30
合計	3,057	87	30

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	13,837	837	-
合計	13,837	837	-

## （デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用	983千円	1,765千円
未払事業所税	194千円	214千円
未払事業税	1,345千円	2,512千円
賞与引当金	5,444千円	4,567千円
減価償却超過額	542千円	852千円
繰延資産	395千円	308千円
資産除去債務	1,745千円	1,745千円
その他有価証券評価差額金	-	216千円
その他	11,184千円	6,576千円
繰延税金資産小計	21,835千円	18,760千円
評価性引当金	10,766千円	8,322千円
繰延税金資産合計	11,068千円	10,438千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	107千円	-
建物付属設備	1,442千円	1,265千円
繰延税金負債合計	1,549千円	1,265千円
繰延税金資産純額	9,518千円	9,172千円

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
（調整）		
所得拡大税制の特別控除	-	2.39%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.48%	0.59%
住民税均等割等	0.09%	0.10%
評価性引当額の増減	0.88%	0.88%
その他	0.62%	1.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.70%	29.26%

## （資産除去債務関係）

## 1．当該資産除去債務の概要

建物賃貸借契約に基づき使用する建物等の、退去時における原状回復義務であります。

## 2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年と見積り、割引率を0%として資産除去債務の金額を計算しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
期首残高	5,699千円	5,699千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	-	-
見積りの変更による増加額	-	-
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	5,699千円	5,699千円

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）及び当事業年度（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

## 1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合計
外部顧客への営業収益	1,296,283	-	-	1,296,283

## 2 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

## 1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合計
外部顧客への営業収益	1,216,403	-	-	1,216,403

## 2 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## [ 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 ]

該当事項はありません。

## [ 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 ]

該当事項はありません。

## [ 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 ]

該当事項はありません。

## ( 関連当事者情報 )

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (平成29年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業		兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等 出向者の人件費等	245,111 13,840	未払費用	24,799

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (平成30年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業		兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等 出向者の人件費等	225,276 16,083	未払費用	22,288

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 証券投資信託の代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

楽天株式会社（東京証券取引所に上場）



## （ 1株当たり情報 ）

	前事業年度 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）	当事業年度 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
1株当たり純資産額	153,901円56銭	157,370円98銭
1株当たり当期純利益金額	17,848円94銭	15,064円45銭

- （注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）	当事業年度 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	232,036	195,837
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	232,036	195,837
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00	13,000.00

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		724,327
金銭の信託		1,300,000
前払費用		4,769
未収委託者報酬		205,045
立替金		3,464
その他		5,000
流動資産計		2,242,607
固定資産		
有形固定資産	1	35,964
建物（純額）		21,617
器具備品（純額）		14,346
投資その他の資産		52,407
投資有価証券		42,101
長期前払費用		484
繰延税金資産		9,821
固定資産計		88,371
資産合計		2,330,979

(単位：千円)

		当中間会計期間 (平成30年9月30日)
負債の部		
流動負債		
預り金		2,115
未払費用		106,172
未払消費税等		11,796
未払法人税等		45,641
賞与引当金		21,932
役員賞与引当金		4,360
流動負債計		192,018
固定負債		
資産除去債務		5,699
固定負債計		5,699
負債合計		197,717
純資産の部		
株主資本		
資本金		150,000
資本剰余金		
資本準備金		400,000
その他資本剰余金		229,716
資本剰余金合計		629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,353,252
利益剰余金合計		1,353,252
株主資本合計		2,132,968
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		293

評価・換算差額合計	293
純資産合計	2,133,261
負債・純資産合計	2,330,979

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
( 自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日 )	
営業収益	
委託者報酬	612,723
営業収益計	612,723
営業費用	
支払手数料	226,719
広告宣伝費	2,568
通信費	36,983
協会費	857
諸会費	36
営業費用計	267,165
一般管理費	1
営業利益	126,560
営業外収益	
受取利息	3
有価証券利息	167
雑収入	215
営業外収益計	387
営業外費用	
有価証券売却損	671
為替差損	127
営業外費用計	798
経常利益	126,149
特別損失	
その他特別損失	6
特別損失計	6
税引前中間純利益	126,142
法人税、住民税及び事業税	40,482
法人税等調整額	994
中間純利益	86,654

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余 金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,266,597	1,266,597	2,046,314	491	491	2,045,822
当中間期変動額						
剰余金の配当						
中間純利益	86,654	86,654	86,654			86,654
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				784	784	784
当中間期変動額合計	86,654	86,654	86,654	784	784	87,438
当中間期末残高	1,353,252	1,353,252	2,132,968	293	293	2,133,261

## 注記事項

## （重要な会計方針）

## 1．資産の評価基準及び評価方法

## (1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

## (2) 金銭の信託

時価法によっております。

## 2．固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年

器具備品 5年～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

## (2) 長期前払費用

定額法によっております。

## 3．引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

## (2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。

## 4．その他中間財務諸表作成の為の基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。

## （表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

## （追加情報）

当社は、平成30年6月27日開催の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されたことを受けまして、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。したがって第13期事業年度は平成30年4月1日から平成30年12月31日までとなっております。

## （中間貸借対照表関係）

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間（平成30年9月30日）	
有形固定資産の減価償却累計額	21,945千円

## （中間損益計算書関係）

## 1 減価償却実施額

当中間会計期間 （自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日）	
有形固定資産	3,812千円
合 計	3,812千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

## 2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## （リース取引関係）

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

当中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	724,327	724,327	-
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	-
(3) 未収委託者報酬	205,045	205,045	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	42,101	42,101	-
資産計	2,271,475	2,271,475	-
負債			
(1) 未払費用	106,172	106,172	-
(2) 未払法人税等	45,641	45,641	-
負債計	151,813	151,813	-

## （注）金融商品の時価算定の方法

## 資産

(1) 現金・預金 (2) 金銭の信託 (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

## 負債

(1) 未払費用 (2) 未払法人税等

未払費用及び未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

## （有価証券関係）

## 其他有価証券

当中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

区分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	36,059	35,600	459
小計	36,059	35,600	459
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	6,042	6,078	36
小計	6,042	6,078	36
合計	42,101	41,678	422

## （デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。



## （資産除去債務関係）

当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日)
期首残高	5,699千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	-
見積りの変更による増加額	-
中間期末残高	5,699千円

## （セグメント情報等）

## 〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	合 計
外部顧客への営業収益	612,723	612,723

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

## （ 1株当たり情報 ）

	当中間会計期間 ( 自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日 )
1株当たり純資産額	164,097円3銭
1株当たり中間純利益金額	6,665円70銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 ( 自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日 )
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益金額（千円）	86,654
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	86,654
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00

## （ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）および（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）および（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成30年11月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・ サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を 営むとともに、金融機関 の信託業務の兼営等に關 する法律(兼営法)に基 づき信託業務を営んでい ます。

#### <再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社  
 設立年月日 : 平成12年6月20日  
 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に關する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成30年11月末日現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
東武証券株式会社	420百万円	
フィリップ証券株式会社	950百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
ニュース証券株式会社	1,000百万円	
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

当ファンドの受託者として、投資信託財産の保管・管理・基準価額の計算などを行いません。  
 なお、信託業務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に再信託することができます。

#### (2) 販売会社

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売および一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行いません。

### 3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

(1) 目論見書の表紙および裏表紙に、委託会社の名称および本店の所在地、委託会社および当ファンドのロゴマークや図案を表示し、イラストや写真等を採用することがあります。また、目論見書の表紙に、当ファンドの概略的性格を表示する文言を記載することがあります。

(2) 目論見書の表紙～本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間帯等
- ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日および当該届出の効力発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日および届出が効力を生じている旨、効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託財産が受託会社において、信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべき旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

ファンドの形態等を記載することがあります。

(3) 交付目論見書に記載する運用状況に関する情報等は、適宜更新することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべて重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年12月7日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天USリート・トリプルエンジン（トルコリラ）毎月分配型の平成30年4月24日から平成30年10月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天USリート・トリプルエンジン（トルコリラ）毎月分配型の平成30年10月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月14日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成30年4月1日から平成30年12月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。